進的内部格付手法のいずれかを記載すること。

2　「その他 Tier１資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。

3　「Tier２資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。

4　遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条第 43 号に規定する遡及適用をいう。）、連結財務諸表の組替え（同条第 44 号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第 45 号に規定する修正再表示をいう。）により、「前期末」の欄の金額又は比率が前連結会計年度（同令第２条第 41 号に規定する前連結会計年度をいう。）に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

（証券金融会社に関する内閣府令の一部改正）

第六条　証券金融会社に関する内閣府令（昭和三十年大蔵省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

別紙様式一２(1)の表中

(9)　繰延税金資産	
(10)　再評価に係る繰延税金資産	
(11)　その他	

を

(9)　前払年金費用	
(10)　繰延税金資産	
(11)　再評価に係る繰延税金資産	
(12)　その他	

に改める。

別紙様式一２(2)の表中

Ⅵ　特別利益		
1．過年度損益修正益 2．固定資産売却益 3．投資有価証券売却益 4．貸倒引当金戻入益 5．その他の特別利益		
Ⅶ　特別損失		
1．過年度損益修正損 2．固定資産売却損 3．投資有価証券売却損 4．その他の特別損失		

を

Ⅵ　特別利益		
1．固定資産売却益 2．投資有価証券売却益 3．その他の特別利益		
Ⅶ　特別損失		
1．固定資産売却損 2．投資有価証券売却損 3．その他の特別損失		

に改める。

別紙様式一２(3)を次のように改める。

(3)　株主資本等変動計算書

（単位：千円）

	株主資本										評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計								
						××積立金	繰越利益剰余金									
当期首残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期変動額																
新株の発行	×××	×××		×××						×××						×××
剰余金の配当					×××		△×××	△×××		△×××						△×××
当期純利益							×××	×××		×××						×××
自己株式の処分									×××	×××						×××
・・・・・・・																×××
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××	−	×××	×××	−	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

別紙様式一２(4)の表中

過年度損益修正差益等		未払税金繰入差額 過年度損益修正差損等

を

特別利益等		未払税金繰入差額 特別損失等

に改める。

別紙様式一２事業報告書付属表(1)の表中

繰延税金資産		
再評価に係る繰延税金資産		

を

前払年金費用		
繰延税金資産		
再評価に係る繰延税金資産		

に改める。

別紙様式一２事業報告書付属表(2)の表中「貸倒引当金戻入益」及び「過年度損益修正損」を削り、同様式記載上の注意２(2)⑦を次のように改める。

⑦　貸倒引当金繰入

貸倒引当金勘定の繰入額と取崩額を相殺した後の金額を記載すること。

別紙様式一記載上の注意２(4)中「過年度損益修正益（損）等」を「特別利益（損失）等」に、同様式記載上の注意２(5)中「営業報告書付属表」を「事業報告書付属表」に改める。

別紙様式二２(1)の表中

繰延税金資産		
再評価に係る繰延税金資産		

を

前払年金費用		
繰延税金資産		
再評価に係る繰延税金資産		

に改める。